

別記第1号様式

行政処分公表票

被 処 分 者	認 定 証 番 号	北海道公安委員会 第328号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	ありんこ運転代行
	主たる営業所が所在する市区町村	石狩市
処 分 年 月 日		令和元年8月7日
処 分 内 容		営業の停止 (令和元年8月7日から同年8月23日までの17日間)
処 分 理 由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第12条及び第17条第1項違反が判明し、営業停止の 基準に達したもの。
根 拠 法 令		<ul style="list-style-type: none">・ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項・ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 施行令第5条第1項第2号・ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 に基づく営業停止命令等の基準に関する規程 (北海道公安委員会規程第1号) 第4条第1項 及び第5条
処分を行った公安委員会		北海道公安委員会